

社会福祉法人聖母福祉会
聖ヨゼフの園消防計画

目次

第1章 総則

第1節 目的及び適用範囲（第1条－第2条）

第2節 管理権原者の責任及び防火管理者の業務等（第3条－第5条）

第3節 教育（第6条）

第4節 訓練等（第7条－第11条）

第5節 消防機関との連絡（第12条－第13条）

第2章 火災対策

第1節 予防管理組織（第14条－第16条）

第2節 点検・検査（第17条－第21条）

第3節 出火防止（第22条－第24条）

第4節 防火安全確認及び避難安全確保（第25条－第27条）

第5節 自衛消防活動（第28条－第35条）

第3章 地震対策

第1節 震災に備えての事前計画（第36条－第43条）

第2節 震災時の活動計画（第44条－第48条）

第3節 施設再開までの復旧計画（第49条－第51条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び適用範囲

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項及び大規模地震対策特別措置法第8条に基づき、社会福祉法人聖母福祉会聖ヨゼフの園（以下「本園」という。）の防火管理について必要な事項を定め、火災、大規模地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減、二次的災害の発生の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、本園に勤務している者及び入所もしくは通所し、又は出入りする全ての者に適用する。

第2節 管理権原者の責任及び防火管理者の業務等

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は施設長とし、本園の防火管理業務について、全ての責任を負うものとする。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせるものとする。
- 3 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備、欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査・点検の実施
- (4) 消防用設備等の法定点検の立会い
- (5) 改修工事等の工事中の立会い及び安全対策の確立
- (6) 火気の使用、取扱いの指示、監督
- (7) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (8) 管理権原者への提案や報告
- (9) その他防火管理上必要な業務

(防災委員会)

第5条 管理権原者は、防火管理業務の適正な運営を図るため、次の事項について審議する防災委員会を、必要に応じ開催するものとする。

- (1) 消防計画の変更に関する事
- (2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検、維持管理に関する事
- (3) 自衛消防組織の設置、変更及び装備等に関する事
- (4) 自衛消防訓練の実施に関する事

- (5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること
 - (6) 火災予防上必要な教育に関すること
 - (7) その他防火管理業務に関すること
- 2 防災委員会の委員は、運営会議の委員が兼ねるものとする。

第3節 教育

(防災教育の内容)

第6条 防災教育は、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し、おおむね次に示す内容について実施するものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 職員等の守るべき事項について
- (3) 火災発生時の対応について
- (4) 地震時及びその他災害等の対応について
- (5) その他防災上必要な事項

第4節 訓練等

(訓練の実施)

第7条 防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、定期的に自衛消防訓練を実施するものとする。

(訓練の実施時期等)

第8条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

(1) 訓練の実施時期

訓練の種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	9月
		11月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	5月
		7月
		1月
基礎訓練	屋内消火栓操作法、消火活動に使用する設備・器具等の取扱訓練	随時

(2) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせるものとする。

(自衛消防訓練の通知)

第9条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ所轄消防署へ通知するものとする。

(訓練の内容)

第10条 訓練は、種別ごとに次に示す事項に留意して実施するものとする。

- (1) 総合訓練
 - ア 火災総合訓練

火災の発生から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について、消火、通報及び避難訓練を取り入れて総合的に実施する。

イ 地震火災総合訓練

震度6以上の地震による被害想定を踏まえ、地震発生から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について、初動対応、避難誘導、消火、通報、応急救護等の一連の訓練を取り入れて総合的に実施する。

(2) 部分訓練

ア 消火訓練

出火場所、燃焼物件、延焼の程度と範囲を決め、各種消火設備の取扱いについて確認を行う。

イ 通報訓練

想定する災害等の発生場所、燃焼物件、延焼物件、延焼の程度と範囲のほか、けが人や避難を要する者の数を決めておく。また、災害の発生を在館者等に知らせるとともに、消防機関への通報を行う。

ウ 避難訓練

想定する災害、出火場所及び避難経路のほか、けが人や避難を要する者の人数を決めておく。また、放送設備等により避難の開始と避難経路を具体的に指示する。

(3) その他の訓練

ア 応急救護訓練

受傷者の人数、受傷内容、受傷程度を決め、容態観察や応急手当を実施する。

イ 安全防護訓練

出火場所、延焼範囲を決め、防火設備や排煙操作、空調の停止等を行う。

ウ 地震想定訓練（地震火災を含まない。）

震度6以上の地震を想定し、予想される被害を決め、身体防護、火災設備等の熱源遮断措置等を行う。

エ 大雨・強風等に伴う災害に係る訓練

時間雨量50mm以上の豪雨の際に予想される被害を決め、気象情報等の情報収集体制を整える。また、並行して配置している資器材を速やかに使用できる状態にする。

(訓練実施結果の検討)

第11条 防火管理者は、自衛消防訓練終了後、訓練実施結果について検討会を開催するとともに、別表1「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練及び消防計画の見直しに反映させるものとする。

第5節 消防機関との連絡

(消防署長への届出及び連絡等)

第12条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への届出及び報告等を行うものとする。

- (1) 管理権原者又は防火管理者の変更
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 自衛消防訓練実施の通知
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告
- (5) その他防火管理に関する必要な事項

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第13条 防火管理者は、前条で届出又は報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を消防計画と一括して整備し、保管するものとする。

第2章 火災対策

第1節 予防管理組織

(予防管理組織)

第14条 管理権原者は、日常における火災予防を図るため、防火管理者の下に、別に定める防火担当責任者及び火元責任者を置くものとする。

(防火担当責任者の業務)

第15条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
- (2) 防火管理者の補佐に関すること
- (3) その他防火管理上必要な業務に関すること

(火元責任者の業務)

第16条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気の管理に関すること
- (2) 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること
- (3) 地震における火気使用設備器具の安全確認に関すること
- (4) 防火担当責任者の補佐に関すること
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること

第2節 点検・検査

(消防用設備等の自主点検)

第17条 消防用設備等は法定点検のほかに、自主点検を実施するものとする。

- (1) 点検は、別に定める点検表に基づき、防火担当責任者及び火元責任者等により実施する。
- (2) 実施時期は、毎月概ね15日とする。

(消防用設備等の法定点検)

第18条 消防用設備等の法定点検は、設備点検業者に委託して行うものとする。

(建物等の定期調査)

第19条 防火管理者は、建物等の定期調査を実施し、建物の維持管理に努めるものとする。

(点検検査結果の記録)

第20条 防火管理者は、自主点検及び法定点検等の結果を確認し、その記録を管理するものとする。

(不備欠陥等の報告)

第21条 防火管理者は、前条で確認した内容について不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修しなければならない。

第3節 出火防止

(火気等の使用制限等)

第22条 防火管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行うものとする。

- (1) 喫煙管理
喫煙場所を指定し、次の事項を行う。
 - ア 喫煙場所には喫煙場所である旨を表示する標識を設置する。
 - イ 喫煙場所には水を張った灰皿を置く。
- (2) 火気使用設備器具等の使用禁止場所の指定
使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除く全ての場所とする。

(臨時の火気使用等)

第23条 次の事項を行う者は、事前に防火管理者へ連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定された場所以外での喫煙又は火気の使用
- (2) 各種火気使用設備器具の設置又は変更
- (3) 催し物の開催及びその会場における火気の使用
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等の変更
- (5) 模様替え等の工事

(火気使用設備器具等の使用時の遵守事項)

第24条 火気使用設備器具等を使用する者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 火気使用設備器具を使用する前には、必ず設備器具の安全を確認すること
- (2) 火気使用設備器具を使用する前には、周囲に可燃物がないことを確認すること
- (3) 火気使用設備器具を使用した後には、必ず設備器具を点検し、安全を確認すること
- (4) 厨房機器やその周囲は毎日こまめに点検・清掃すること
- (5) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃すること

第4節 防火安全確認及び避難安全確保

(工事中の安全対策の樹立)

第25条 防火管理者は、防火管理上影響のある工事を行うときは、工事中の安全対策を確立する。また、次に掲げる工事を行うときは、工事中の消防計画を消防機関に届け出るものとする。

- (1) 増築等で建築基準法第7条の6及び同法第18条第22項に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき
 - (2) 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき、又は機能に著しく影響を及ぼすとき
- 2 防火管理者は、施工業者に対して次の事項を周知し、遵守させるものとする。
- (1) 溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、消火できる体制をとること
 - (2) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告させること
 - (4) 危険物などを持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること

- (5) 放火を防止するために、資器材等の整理、整頓をすること
- (6) その他防火管理者の指示すること

(施設に対する遵守事項)

第26条 職員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 避難口、廊下、階段、通路等の避難施設

- ア 避難の障害となる設備を設けないこと。また、諸物品を置かないこと
- イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に開錠し開放できるものとする

(2) 火災が発生したときの延焼を防止するための防火施設

- ア 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと
- イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと

(避難経路図)

第27条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の配置図及び避難経路図並びに震災時の一時避難経路図を別図のとおり作成し、職員等に周知する。

第5節 自衛消防活動

(自衛消防隊の設置)

第28条 管理権原者は、火災、地震その他の災害発生時に被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を設置するものとする。

- 2 自衛消防隊は、本園に勤務する者をもって組織し、隊長及び副隊長を置く。
- 3 自衛消防隊に通報連絡班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班、その他管理権原者が必要と認める班を置き、各班に班長を置く。
- 4 自衛消防隊の人員の選抜等必要な事項は、管理権原者が運営会議に諮り定める。

(自衛消防隊長等の任務)

第29条 自衛消防隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように隊を統括するとともに、消防隊との連携を密にしなければならない。

- 2 自衛消防副隊長は、自衛消防隊長を補佐し、自衛消防隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 各班の責任者は、担当班の初期活動の指揮統制を図るとともに、自衛消防隊長への報告及び連絡を密にするものとする。

(通報連絡)

第30条 火災の発見者は、自衛消防隊長に火災の発生場所、状況等を報告するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

2 通報連絡班員は、次の事項を処理するものとする。

- (1) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、ただちに119番通報するとともに、放送設備により必要に応じ、館内に周知する。
- (2) 自衛消防隊長の指示命令の伝達を行う。

(3) 消防隊が到着したときは、火災の延焼状況、延焼物件、危険物品の有無、逃げ遅れた者の有無等の情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(初期消火活動)

第31条 初期消火班員は、消火器又は屋内消火設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。

(避難誘導)

第32条 避難誘導班員は、火災が発生した場合、適切な避難経路を選択し、次の事項に留意して避難誘導に当たるものとする。

- (1) エレベーターによる避難は原則として行わない。
- (2) 屋上への避難は原則として行わない。
- (3) 避難誘導班員の配置は、非常口、階段室前及び行き止まり通路等とする。また、忘れ物等のため、再び屋内に戻る者のないように万全を期する。
- (4) 避難誘導に当たっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して、避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に努め、出火階及び上層階の者を最優先に避難させる。
- (5) 負傷者及び逃げ遅れた者等についての情報を得たときは、直ちに自衛消防隊長に連絡する。
- (6) 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防隊長に報告する。

(安全防護措置)

第33条 安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行うものとする。

(応急救護)

第34条 応急救護班は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置し、必要な活動を行うものとする。

- 2 応急救護班は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとるものとする。
- 3 応急救護班は、負傷者等の住所、氏名、電話番号、搬送先及び負傷程度等必要な事項を記録するものとする。

(休日・夜間における自衛消防活動)

第35条 休日、夜間に発生した火災等の災害に対しては、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 火災を発見したときは、直ちに消防機関に通報した後、初期消火活動を行うとともに、在館者に火災の発生を知らせ、避難誘導を行う。
- (2) 別に定める「緊急連絡網」により自衛消防隊長及び防火管理者等関係者に急報する。
- (3) 消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所へ誘導する。

第3章 地震対策

第1節 震災に備えての事前計画

(ハザードマップ等の活用)

第36条 防火管理者は、静岡県が作成・公表する震災の被害予測や静岡市が作成・公表する防災マップ等を定期的に確認し、自己防火対象物の存する地域の震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態の把握に努めるものとする。

(点検と安全措置等)

第37条 防火担当責任者及び火元責任者等は、地震時の災害を予防するため、第2章第2節に基づく設備器具等の自主点検に合わせ次の措置を行うものとする。

- (1) 建築物に付随する施設物（看板、窓枠、外壁等）の倒壊、転倒、落下を防止すること
- (2) 倉庫、事務室内、避難通路、出入口等の棚、備品、器具、什器、備品等の転倒、落下を防止すること
- (3) 火気設備器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等について作動状況の検査を行うこと

(オフィス家具類等の転倒落下防止措置)

第38条 防火管理者は、倉庫、事務室内、避難通路、出入口等のオフィス家具類等の転倒・落下防止に努めるものとする。

2 防火担当責任者及び火元責任者等は、第2章第2節に基づく設備器具等の自主点検に合わせ、オフィス家具類等の転倒・落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は必要な措置を行うものとする。

(非常用物品等の準備)

第39条 地震に備え、非常用物品等を確保するとともに、定期に点検整備を実施するものとする。なお、点検は、地震想定訓練実施時に合わせて行うものとする。

(エレベーターの閉じ込め対策)

第40条 防火管理者は、エレベーターのメーカー、機種、地震に備えた安全装置の状況を把握するとともに、メーカーの発行する緊急時の対応マニュアル等を事務センターの分かりやすい場所に常置するものとする。

(周辺地域の住民等との連携及び協力体制の確立)

第41条 周辺町内会と協議し、震災時の応援体制について、消火活動及び救助、救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。

(東海地震注意情報発表時の対応措置)

第42条 管理権原者は、東海地震注意情報の発表を知ったときは、防災委員会を招集し、次の事項を協議し、決定するものとする。

- ア 全職員及び在園者全員に対する東海地震注意情報の伝達
- イ 自衛消防隊の任務の確認

- ウ 東海地震警戒宣言発令に備えた準備措置
- エ その他必要な事項

(東海地震警戒宣言発令時の応措置)

第43条 東海地震警戒宣言が発令された場合の対応は次によるものとする。

(1) 情報伝達

防火管理者は、全職員及び在園者全員に対し、東海地震警戒宣言発令情報を伝達する。

(2) 自衛消防隊の編成及び任務

ア 通報連絡班は、情報収集班として編成し、テレビ、ラジオ等による情報収集を行う。

イ 初期消火班及び安全防護班は、点検班として編成し、転倒・落下防止に係る措置の再確認を行う。

ウ 避難誘導班は、平常時と同様の編成とし、避難誘導に係る措置の再確認を行う。

エ 応急救護班は、応急措置班として編成し、危険個所の補強及び整備の再確認を行う。

(3) 火気使用設備器具の使用の中止等

地震により火災発生のおそれのある火気使用設備器具は、原則として使用を中止する。

第2節 震災時の活動計画

(震災時の自衛消防隊の任務)

第44条 地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、第2章第5節に準じて自衛消防活動を行うものとする。

(出火防止及び初期消火活動)

第45条 地震発生時、火気使用設備器具付近にいる職員は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行うものとする。防火担当責任者及び火元責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合、応急措置を行うものとする。

2 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに、消防用設備等を活用し、初期消火を実施するものとする。

(被害状況の把握等)

第46条 管理権原者は、防火対象物内の被害状況を速やかに把握するよう努めるものとする。

2 職員は、周囲の機器・物品等の転倒、落下等の異常があった場合には、自衛消防隊長に報告するものとする。

(家族等との安否確認)

第47条 職員は、震災時に家族等の安否を確認し、総務課に報告するものとする。

2 総務課職員は、震災時に、事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに職員の安否確認を実施するものとする。

(入所者等の施設内待機等)

第48条 管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、別表2「施設の安全点検のためのチェックリスト」の項目に従い、施設内で待機できるか判断するも

のとする。

- 2 管理権原者は、施設内の消防用設備等が損壊しているものの、施設内に待機することを決定した場合は、施設内における火気使用設備等の使用中止、定期的な巡回監視等、必要な措置を行うものとする。
- 3 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、静岡市からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに入所者等を誘導するものとする。

第3節 施設再開までの復旧計画

（ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策）

第49条 ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応するものとする。

（危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置）

第50条 震災後の二次災害発生を防止するために、防火担当責任者及び火元責任者等は点検・検査を行い、次の措置を行うものとする。

- (1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止
 - (2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止
- 2 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておくものとする。

（被害状況の把握）

第51条 管理権原者は、二次災害の発生に備えて、建築物、消防用設備等の使用可否を把握するとともに、倒壊危険、火災危険等のある場合は、立入禁止の措置を行うものとする。

附 則

- 1 この消防計画は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この消防計画の施行と同時に、従前の「聖ヨゼフの園防災規程」は廃止する。

別表1 (第11条関係)

自衛消防訓練実施結果記録書

実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実施場所					
実施範囲	全体・部分 (館 階)				
訓練想定 (該当する□にチェックをし、具体的な内容を記載する。)	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ <input type="checkbox"/> その他の災害 () 具体的な内容：				
訓練項目等 (該当する□にチェックをし、参加人員を記入する。)	<input type="checkbox"/> 総合訓練		名		
	個別 訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他 ()		名	
訓練参加者 内 訳					
訓練指導者	職 氏名				
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職 氏名				

- 備考1 総合訓練とは、火災の覚知又は発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供などの一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。
- 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
- 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

別表2 (第46条関係)

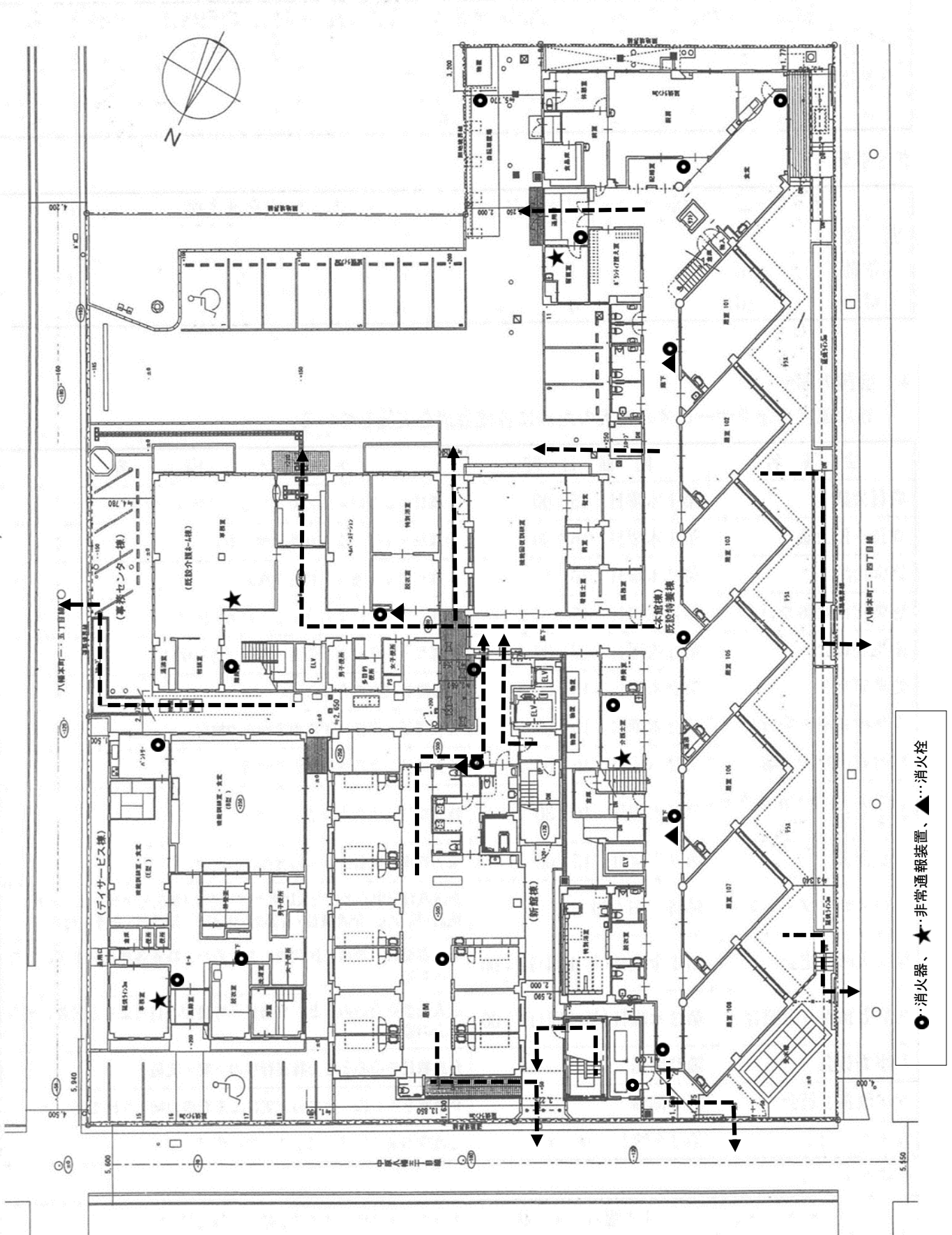
施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物(傾斜・沈下)	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物(倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部(居室・通路等)				
1	床	傾いている、または陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意／要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意／要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意／要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。		要注意／要修理
6	照明器具・吊り金具	照明器具・吊り金具が落下している。		要注意／要修理
		照明器具・吊り金具のズレが見られる。		要注意／要修理
7	什器等	什器(家具)等が転倒している。		要注意／要修理／要固定
		書類等が散乱している		要注意／要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。		代替手段の確保／要復旧
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡

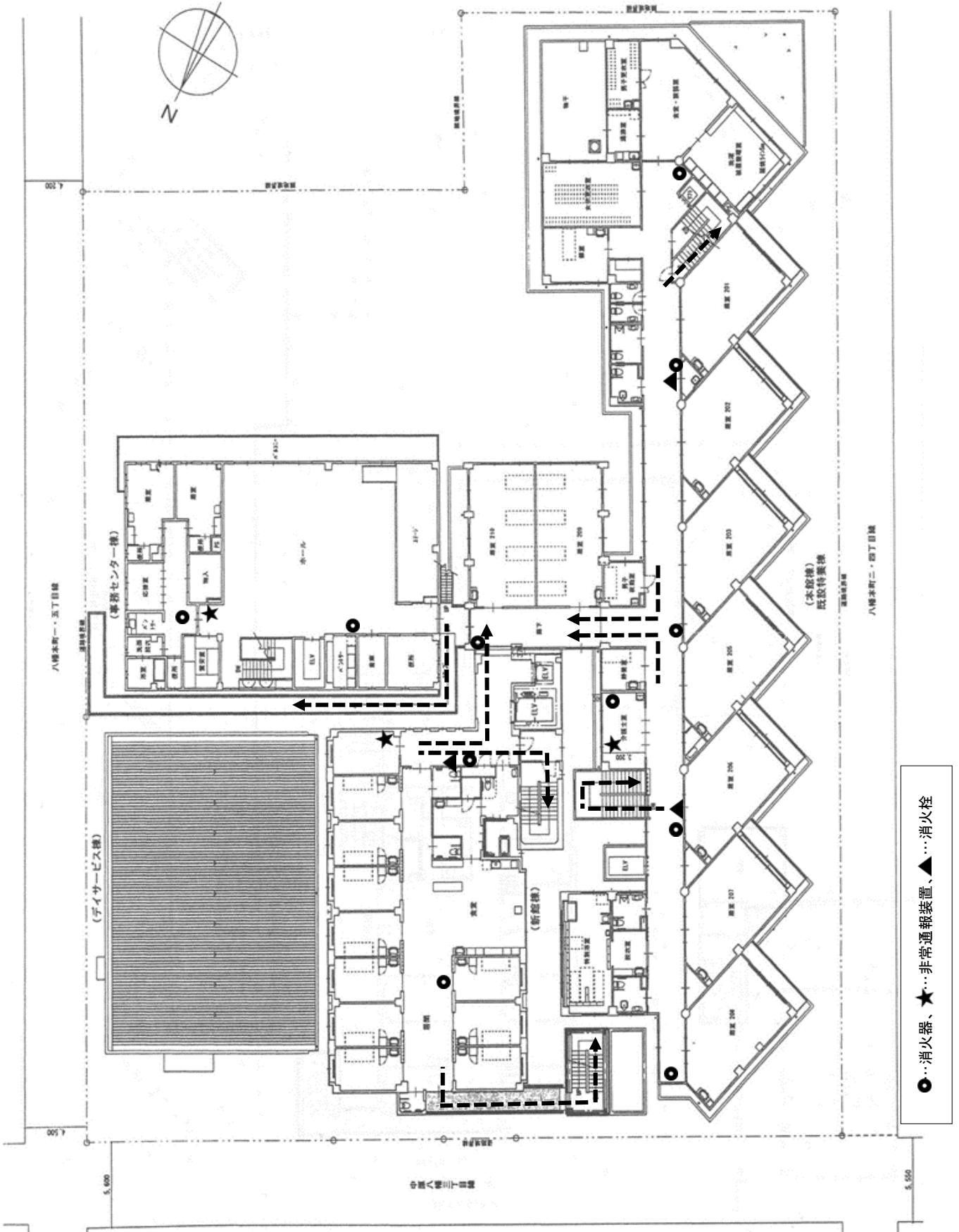
点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
3	上水道	停止している。		代替手段の確保／要復旧
4	下水道・トイレ	水が流れない(溢れている)。		使用中止 ／代替手段の確保／ 要復旧
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止 ／要復旧
		休止している。		要復旧
6	通信・電話	休止している		代替手段の確保／要復旧
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保／要復旧
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している(通行不可である)。		要復旧 →復旧できない場合、 立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧／要警備員配置 →外部者侵入に要注意(状況により 立入禁止)

別図1

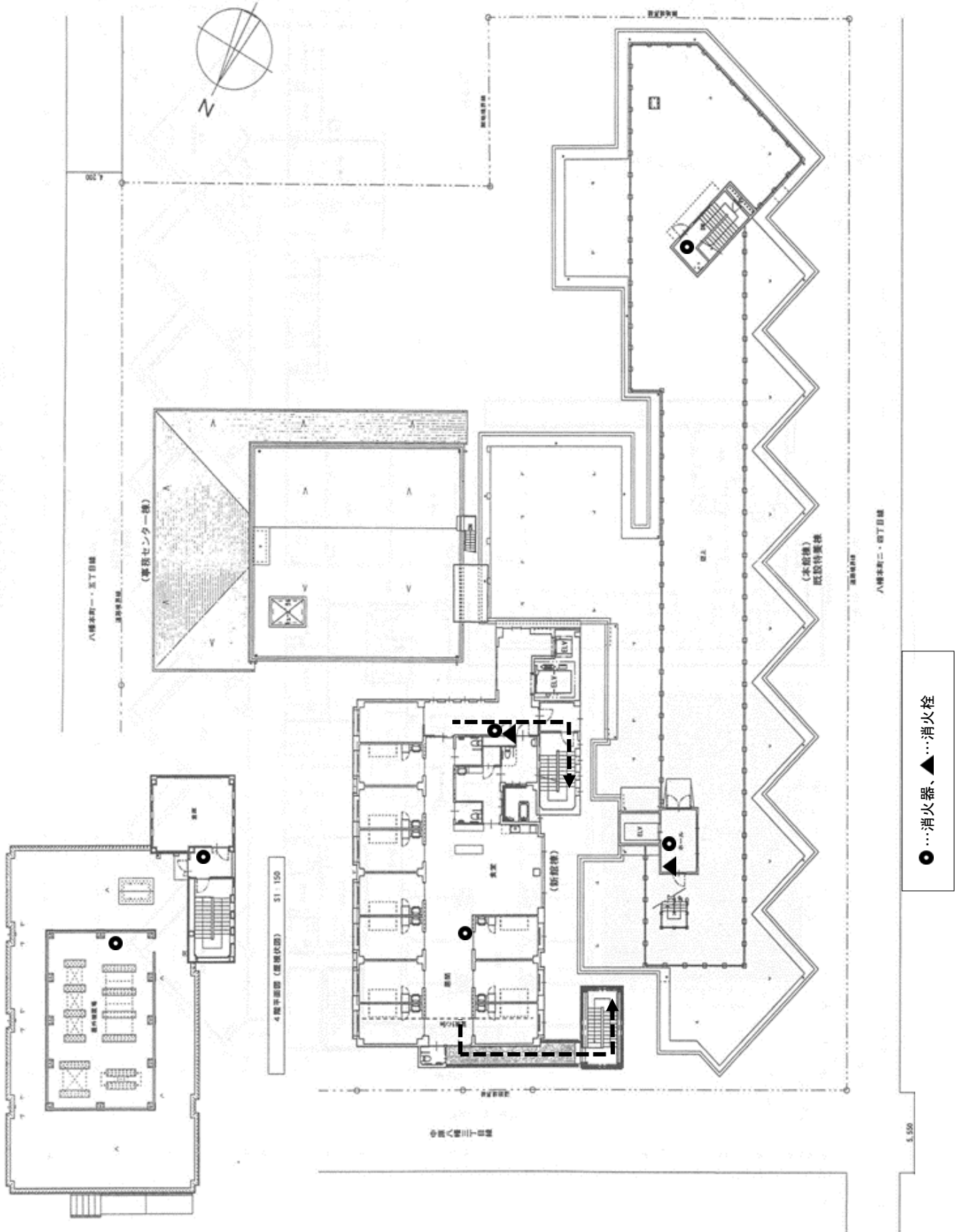
消防用設備等配置図及び避難経路図（1階）



消防用設備等配置図及び避難経路図（2階）



消防用設備等配置図及び避難経路図（3階・屋根）



震災時の一時避難経路図

① 修道公園



② 八幡山公園

